

京都府立医科大学大学院学則

〔平成20年4月1日〕
京都府立医科大学規則第2号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 構成（第2条－第5条）
- 第3章 学生定員（第6条）
- 第4章 修業年限等及び長期履修（第7条・第8条）
- 第5章 教育方法等（第9条－第15条）
- 第6章 課程の修了及び学位の授与（第16条・第17条）
- 第7章 入学、留学、休学、復学、転学、退学及び除籍（第18条－第29条）
- 第8章 入学考査料、入学料及び授業料（第30条・第31条）
- 第9章 学年、学期及び休業日（第32条）
- 第10章 特別聴講学生、特別研究学生、外国人学生及び研究生（第33条－第36条）
- 第11章 教員組織（第37条）
- 第12章 大学院教授会（第38条・第39条）
- 第13章 賞罰（第40条）
- 第14章 雑則（第41条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 京都府立医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 構成

（組織）

第2条 本大学院に医学研究科及び保健看護学研究科を置く。

- 2 医学研究科に博士課程及び修士課程を置く。
- 3 保健看護学研究科に修士課程を置く。

第3条 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な卓越した能力を養うものとする。

（専攻）

第4条 医学研究科に次の専攻を置く。

博士課程

統合医科学専攻

修士課程

医科学専攻

2 保健看護学研究科に次の専攻を置く。

修士課程

保健看護学専攻

(専攻の目的)

第5条 統合医科学専攻は、高度先進医療を推進する医師及び先端医学研究を展開しうる医学研究者を養成するものとする。

2 医科学専攻は、学際的展開を図りうる医学研究者及び地域の保健医療に貢献する高度な専門職業人を養成するものとする。

3 保健看護学専攻は、保健医療等の分野において、学際的展開を図りうる保健看護学の研究者及び広域的な指導力を発揮できる高度な専門職業人を養成するものとする。

第3章 学生定員

(学生定員)

第6条 各研究科の学生定員及び入学定員は次のとおりとする。

研究科	課程	専攻名	学生定員	入学定員
医学研究科	博士課程	統合医科学専攻	280人	70人
	修士課程	医科学専攻	20人	10人
	計		300人	80人
保健看護学研究科	修士課程	保健看護学専攻	16人	8人

第4章 修業年限等及び長期履修

(修業年限及び在学期間)

第7条 修業年限は、博士課程にあつては4年を、修士課程にあつては2年を標準とする。

2 在学期間は、博士課程にあつては8年を、修士課程にあつては4年を超えることができない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第8条 大学院の学生で、職業を有すること等により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して課程を修了することを希望する者を長期履修学生として認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

第5章 教育方法等

(教育方法)

第9条 本大学院の教育は、教育科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目及び履修単位数)

第10条 前条の授業科目及びその単位数は、別に定める。

2 医学研究科博士課程、医学研究科修士課程及び保健看護学研究科修士課程の学生は、前項に定める授業科目について、別に定める履修方法により、30単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の届出)

第11条 学生は、あらかじめ研究指導を受ける教員の指導を受けて、学年始めに、履修しようとする授業科目を学長に届け出なければならない。

(単位修得の認定)

第12条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により当該授業科目の担当教員が行うものとする。

(成績の評価)

第13条 各授業科目の成績の評価については、別に定める。

(他の大学院の授業科目の履修)

第14条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議の上、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について履修した単位は、10単位を限度として本大学院において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第15条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(課程修了の要件)

第16条 博士課程の修了の要件は、本大学院に4年以上在学し、第10条第1項に定める授業科目について同条第2項に定める履修方法により30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者（長期履修を認められた者を除く。）については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士課程修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、第10条第1項に定める授業科目について同条第2項に定める履修方法により30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者（長期履修を認められた者を除く。）については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第17条 博士課程を修了した者には、博士の学位を、修士課程を修了した者には修士の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 入学、留学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。

(入学資格)

第19条 博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学の医学部医学科若しくは歯学部を卒業した者又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を修了した者
- (2) 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の医学部又は歯学部を卒業した者
- (3) 修士課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期2年及び

後期3年の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和49年文部省令第29号）による改正前の学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1号に該当する者を含む。）で、本大学院において医学又は歯学の学部を卒業した者（医学又は歯学を履修した者に限る。）と同等以上の学力があると認められた者

- (4) 外国において学校教育における18年の課程（最終課程は医学又は歯学）を修了した者
- (5) 大学（医学又は歯学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学又は歯学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (6) その他本大学院において、大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 修士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (10) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

（入学志願）

第20条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学考査料及び別に定める書類を添えて、学長に願出しなければならない。

（入学考査）

第21条 本大学院に入学を志願する者については、次の各号により選考を行い、合格者を決定する。

- (1) 筆答試験
- (2) 口頭試験
- (3) 出身大学の学業成績

（入学手続及び入学許可）

第22条 前条の選考に合格した者は、指定の期日までに、誓書、保証人の保証書その他所定の書類を学長に提出し、かつ、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を終えた者に入学を許可する。

(再入学、編入学及び転入学)

第23条 本大学院若しくは他の大学院を退学した者又は他の大学院に在学する者で本大学院に入学を志願するものがあるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学期間の通算等の取扱いについては、別に定める。

3 第20条及び第22条の規定は、第1項の規定により入学する者に準用する。

(留学)

第24条 外国の大学院又は研究所等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第16条に定める在学期間に含めることができる。

3 第14条及び第15条の規定は、第1項の規定による留学の場合に準用する。

(休学及び復学)

第25条 疾病その他の事由により引き続き3月以上修学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 休学期間中にその事由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を受けて復学することができる。

(休学期間)

第26条 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は、通算して博士課程にあつては4年、修士課程にあつては2年を超えることができない。

3 休学期間は、第7条第2項に定める在学期間に算入しない。

(転学)

第27条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第28条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第29条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、これを除籍する。

(1) 第7条第2項に規定する在学期間を超えた者

(2) 第26条第1項及び第2項に規定する休学期間を超えた者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第8章 入学審査料、入学料及び授業料

(入学審査料、入学料及び授業料)

第30条 入学審査料、入学料及び授業料については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程(平成20年京都府公立大学法人規程第24号)の定めるところによる。

(休学中の授業料)

第31条 休学中は、授業料を免除する。ただし、学期の中途において休学又は復学したときは、

その学期分の授業料は、全額納入しなければならない。

第9章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第32条 学年、学期及び休業日については、京都府立医科大学学則（平成20年京都府立医科大学規則第1号。以下「大学学則」という。）第12条から第14条までの規定を準用する。

第10章 特別聴講学生、特別研究学生、外国人学生及び研究生

(特別聴講学生)

第33条 他の大学院の学生で本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第34条 他の大学院の学生で本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

(外国人学生)

第35条 外国人で入学を志願する者があるときは、第21条の規定にかかわらず、別に定めるところにより外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生は、第6条に規定する学生定員外とする。

3 学長は、外国人学生の入学の時期について特別の事情があると認めるときは、第18条の規定にかかわらず、学年の途中とすることができる。

(研究生)

第36条 本大学院において、医学又は保健看護学に関する特定の事項について研究することを志願する者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

第11章 教員組織

(教員組織)

第37条 本大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条第2号に定める資格を有する京都府立医科大学大学院の教員が担当する。

第12章 大学院教授会

(大学院教授会)

第38条 本大学院に、大学院教授会を置く。

2 大学院教授会は、学長並びに各研究科長、各研究科の各科目を担当する教授及び附属北部医療センター病院長をもって組織する。

3 学長は、前項の教授を欠くときは、准教授又は講師を加えることができる。

4 前項の准教授又は講師は、次条第1号及び第2号に掲げる事項に関する表決に加わることができない。

5 大学院教授会の運営について必要な事項は別に定める

(審議事項)

第39条 大学院教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする

る。

- (1) 学生の入学、除籍、修了及び学位の授与に関する事項
- (2) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学位論文審査及び学位の授与に関する事項

2 大学院教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第13章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第40条 表彰及び懲戒については、大学学則第41条及び第42条の規定を準用する。この場合において、「医学部教授会」とあるのは「大学院教授会」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

第41条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、京都府立医科大学大学院学則(昭和39年7月3日)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この学則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。